

I. 本事業の目的と補助対象者

1. 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の拡大が多く農林漁業者の経営に深刻な影響を及ぼしている状況にあることから、農林漁業者の経営継続に向けた支援が急務となっています。

このため、農林漁業者が新型コロナウイルス感染症拡大による影響を乗り越えるため、感染防止対策や販路回復・開拓、経営継続のための取組を総合的かつ迅速に支援するものです。

2. 補助対象者

本事業の補助対象者は、日本国内に所在する（１）から（５）までに掲げる要件の全てを満たす者であることとします。

- （１）農林漁業を営む個人又は法人（農事組合法人、漁業生産組合その他農林漁業を営む株式会社、持分会社、一般社団法人、公益社団法人、社会福祉法人、NPO法人、森林組合等、漁業協同組合等）であること。

- （２）常時使用する従業員数が20人以下であること。

※本事業では、以下の方は「常時使用する従業員数」に含めないものとします。

（a）会社役員（ただし、従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含まれます。）

（b）個人事業主本人及び同居の親族従業員

（c）（申請時点で）育児休業中・介護休業中・傷病休業中又は休職中の社員

※法令や社内就業規則等に基づいて休業・休職措置が適用されている者

（d）農事組合法人の構成員（従事分量配当制における構成員に限る。）

（e）以下のいずれかの条件に該当する、パートタイム労働者等

（e-1）日々雇入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、又は季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者

（ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用されている者は「常時使用する従業員」に含まれます。）

（e-2）所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員（※1）」の所定労働時間に比べて短い者

※1「通常の従業員」について

本事業における通常の従業員とは、社会通念に従い、通常の従業員と判断される従業員とします。労働契約の期間の定めがない、長期雇用を前提とした待遇を受ける賃金体系である等、雇用形態、賃金体系などを総合的に勘案して判断することになります。例えば、事業所にいわゆる正規型の従業員がいない場合、フルタイムの基幹的な働き方をしている従業員がいれば、その従業員が通常の従業員となり、その従業員より所定労働時間が短い従業員（1日又は1週間の労働時間及び1か月の所定労働日数が、通常の従業員の4分の3以下である）はパートタイム労働者として扱います。

「（e-2）パートタイム労働者」に該当するのは、「1日の労働時間及び1か月の所定労働日数が4分の3以下」か、「1週間の労働時間及び1か月の所定労働日数が4分の3以下」の場合に限ります。

- （３）新型コロナウイルス感染症拡大の影響を克服し、経営の継続を図るために以下のいずれかの要件に合致する投資に取り組むこと。